

2024年5月16日

各位

会社名 成友興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 細沼順人  
(コード番号：9170 名証メイン市場)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
管理本部長 齊藤 衛  
(TEL. 03-3548-4111)

### 従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員を対象に、当社の株式公開を記念し、そのメリットを享受させるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度に係る株式の発行又は処分については、別途当社の取締役会にて詳細を定め、関連法令等に従い適正な手続きを経て実施いたします。詳細は決定次第、速やかに開示する予定であります。

#### 2. 本制度の概要

本制度において対象従業員は、取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、各対象従業員への具体的な支給時期及び配分についても、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分にあたっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象従業員との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権

の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上